

一般会計等財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

有形固定資産……………取得原価

現存する有形固定資産については、取得価格が判明しているため、すべて取得価格で評価しています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6～50年

工作物 10～15年

物品 5～15年

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 退職手当引当金（群馬県市町村総合事務組合（以下「総合事務組合」という。）に加入）

退職手当債務から総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、総合事務組合における積立金額の運用益のうち当組合へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

② 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにこれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（群馬県市町村会館管理組合財務規則において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

該当する変更はありません。

3 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4 偶発債務

該当する債務はありません。

5 追加情報

(1) 連結対象団体

団体名	区分	連結の方法	比例連結割合
群馬県市町村総合事務組合 (非常勤職員公務災害補償事務)	一部事務組合	比例連結	0.5%
〃 (群馬県市町村公平委員会共同設置)	一部事務組合 (特別会計)	比例連結	0.15%

連結の方法は次のとおりです。

群馬県市町村総合事務組合については、非常勤職員公務災害補償事務及び特別会計の群馬県市町村公平委員会に係る各構成団体の経費を負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 売却可能資産

ア 範囲

令和2年度予算において売却予定とされている資産

該当する資産はありません。

(4) 減価償却累計額	3,575,831,618 円
<u>事業用資産</u>	<u>3,501,352,514 円</u>
建物	3,490,779,491 円
工作物	6,213,025 円
その他	4,359,998 円
<u>物 品</u>	<u>74,479,104 円</u>